

第369回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和4年4月26日(火)10:00～10:03

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長 おはようございます。ただいまから、第369回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、議事次第にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

○齋田総務課長 おはようございます。第1部につきましては公開案件であります、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日、委員会ホームページに掲載することといたします。その会議資料につきましては、情報公開請求があった場合には、その対応について改めて御相談するという扱いにしたいと考えております。念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ありがとうございます。ただいま御説明がありましたように、議事次第において、第2部として記載されている議題につきましては非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、ただいまお話のあったとおりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、議題の「1. 新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、齋田総務課長から御説明をお願いいたします。

○齋田総務課長 では、資料3を御覧ください。ポイントを御説明させていただきます。4行目を御覧ください。

4月21日及び22日付で経済産業大臣宛てに、通常の約款により難い特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がありまして、大臣から意見の

求めがございました。申請者は記載のとおりでございます。

44行目から申請の概要を記載してございます。

次のページの72行目から電気についての詳細でございます。

81行目から前回からの違いを記載してございます。前回に認可等をしたものからの変更点は、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、本年1月から4月の検針分について、それぞれさらに1か月延長するものでございます。ただし、既に5か月延長している一昨年3月から昨年12月の検針分につきましては、それ以上の延長をしないというものでございます。さらに、新しく本年5月検針分につきましても、支払期限を1か月延長するというのが前回の認可等をしたものからの変更点でございます。

92行目からガスについてでございます。

101行目から前回認可としたものからの変更点でございます。これにつきましては、本年1月から4月の検針分につきまして、それぞれさらに1か月延長するものでございます。ただし、一昨年2月から昨年12月までの分につきましては、5か月延長しているところは延長しないものです。それから、本年5月の検針分について、支払期限を1か月延長するという内容でございます。

121行目、経済産業大臣への回答でございますが、本申請の供給条件につきましては、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと事務局としては考えてございます。これを踏まえまして、資料3—2のとおり、委員会として本申請を認可とすることに異存がない旨、回答することといたしたいと考えてございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○横山委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、各委員の皆さんから御質問、御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、事務局から御説明がありましたとおり、委員会として意見回答することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異論がございませんようですので、事務局案のとおり、経済産業大臣に意見回答することといたします。どうもありがとうございました。

第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——